

第9講・1980年3月5日の講義 (pp.221-54)
生者たちの統治 コレージュ・ド・フランス講義 1979-1980年度

担当：K原

<前回の講義で…>

キリスト教には、2つの悔い改めがある。悔い改めとは、救いの業（わざ）、死から生へと導いてくれる業のこと。

1) 信じ始めた人、まもなく信じようとしている人の悔い改め

→洗礼を受け、メタノイア（回心＝転回）が行われる。洗礼によって真理に到達する。

2) すでに回心した人、洗礼を過去に受けた人などの悔い改め

→洗礼を受け、真理を知っているはずなのに、再墮落した人の「第2の一度きりの悔い改め」
再墮落をしてしまう主体（人間）をも、人間のまま救いを約束したので、贖罪者の復帰を認めた

⇒第2の悔い改めが、どう真理の体制を変えていくのか？

今日の話は、第2の悔い改めに関して色々あって、主体性と真理の関係が全く変化したよ、という話？ひとの単一性の二重化の話？「罪人が罪人である、と同時に、自分が罪人であると言っているのだからほぼ罪人ではない」（p.245-6）という、この第2の悔い改めが生んだ二重化にどう対応したかの前説ってこと？行為と属性の話の続き？

◆会則的悔い改め（続き）。これは第2の洗礼ではなく、第2の悔い改めである。この第2の悔い改めの諸特徴。これは一回限りであり、ある地位を、包括的な地位を持つ pp.221-

第2の悔い改めとはなにか pp.221-

- 会則的悔い改め＝第2の悔い改めは、洗礼と同じではない。なぜなら、洗礼とは一度限りであり、それが繰り返されることはないから。（p.222-3）

※「会則的悔い改め」という表現は、教会に組織化された再墮落者＝罪人の悔い改め、という意味を強調しており、もう一方の「第2の悔い改め」は、第一の悔い改めが洗礼だとして、二度目で一度きりの悔い改めだということを強調した表現と読み取りました。

- 会則的悔い改めは、悔い改めに伴うもの、それに結びついた悔い改めの訓練であると考えられていた（p.222）。…というのは「ひとは単一性の内にいます。そしてこれは単一性の二重化であり、それ以上の何ものでもありません」（p.223）と一緒？

第2の悔い改めと真理の体制との関係（p.222-）

- この会則的悔い改め＝第2の悔い改めの真理の手続きが、「キリスト教のみならず、西洋文明全体において、主体性と真理の関係と呼びうるものに、重大な屈折をもたらす」（p.222）。また、この会則的悔い改めについて取り上げることで、キ

リスト教の制度において、そしておそらく西洋文化全体において、救いの体系から司法的な法体系へ移行することの大変さを示したい (p.223)

【救いの体系】…二元的体系。救われていない状態から、洗礼による回心により真理に到達する。洗礼を受けておらず救われていない or 洗礼を受け救われた という二択

【法体系】…反復可能な体系。世俗的、外的（公にその人の属性は関係なく裁くという点で?）。過ちという反復可能なものをかぎりなく制裁する

どのように救いの体系から司法的な法体系へ移行したのか (p.222-)

- 救いの体系から司法的な法体系への移行には、2つのプロセスが必要だった。1つが、修道院の規律の組織化や制度化＝生活規則、もう1つは、個人の連続的管理（コントロール）

→個人が規則に違反しておこしかねない過ちを規定し、記録し、制裁することを伴っている。なにが正しく、なにが誤っているのかの基準がある

- 「キリスト教の外部から、ゲルマン法の体系という法体系がヨーロッパに到来する必要があった。これが過ちの制裁を一種の贖いとして現し出した」 (p.223) →キリスト教自体が真理だから、その内部ではなく、外部から過ちを規定し、制裁するものが必要になった。ということ？
- 過ちを贖うということが、中世になると世俗的で外的な法の形式になっていく
- 修道院規則とゲルマン法の発想の結合が、悔い改めの組織化を可能にした (p.223)
- このときの悔い改めは、客観的な悔い改めとなり、行為によって規定され、何によって贖うのかを規定する悔い改めになった。

⇒中世になると、救いの体系から司法的な法体系に移行し、個人的な悔い改めから客観的な悔い改めになっていく。それを示すのが、第二の悔い改めの真理の手続きである

贖罪者の地位について (pp.221-)

なぜ第二の悔い改めをするのか？

- その必要性を感じたから、キリスト教徒として罪を感じ、洗礼で与えられた救いの約束を失ってしまいかねないと感じたから、あるいは、教会の重鎮に強いられたり脅かされたり勧告されたりしたから (p.224)

⇒個人の意志と集団的な強制ないしは権威者の強制の合流地点で贖罪者の地位に入る

贖罪者の地位に入る前と復帰の儀式 (p.225)

- 洗礼の儀式を思い起こさせる儀式として、按手の儀式を行い、贖罪者の地位に入る
- 復帰にも按手の儀式が行われる

第二の悔い改めにおいて重要なのはなにか？

- 第二の悔い改めは、実存のあらゆる側面にかかわる地位が問題になる (p.225)

◆この地位に入門するに際して行うべき真理の業。客観的業と主観的業。(a)聖キュプリアヌスの書簡による、客観的な業の分析。個人的で、詳細で、公的な検討。(b)主観的な業。罪人はおのれの真理をあらわさなければならないという義務を負う(エクソモロゲーシス)。エクソモロゲーシスについて。一世紀から三世紀にかけてのこの語の変遷。エクスポシティー・カースス(expositio casus) [事由の開示]、固有な意味でのエクソモロゲーシス(プープリカーティオ・スイー(publicatio sui) [自己を公にすること]、和解の所作(impositio manus) [按手]。第二の事例の分析(テルトゥリアヌスの別の例)。「エクソモロゲーシス」という語の二つの用法。期間と包括的な業-三つの指摘。(1)十二世紀以後の悔い改めの歴史における、エクスポシティー・スイーの関係(2)エクソモロゲーシスとエクスポシティー・カーススの相違(3)エクソモロゲーシスと嘘つきのパラドックス pp.225-

贖罪者の地位へ入門したらできないことなど (p.225-6)

- 贖罪者は、共同体や教会への参加の権利を持たず、聖餐式などの儀式へ参加できない。
- 個々人の生活におけるいくつかの行為の禁止や、いくつかの行為をする義務がある。
- 誰かを告発したり、謝罪や賠償を要求するなどは禁止されている。
- 牧師や司祭にはなれない。墮落の機会を与えるような職につけない。例) 商人 結婚も
- 復帰の後、贖罪者という地位から脱した瞬間以降も、贖罪者であったという事実は完全には消え去らない。(だから、「包括的な地位」と言っているのかな)

贖罪者の悔い改め(第二の悔い改め)には、真理の業がかかわっている (p.225-)

真理の業には2つの領域があり、1つが客観的業、もう1つが主観的業である。

(a) 客観的業 (p.226-)

贖罪者が客体として存在する。共同体全体や司教、重鎮など、贖罪者ではない誰かが主体で、贖罪者を客体として調査するという真理の手続き

- 調査をする主体は、罪人に悔い改めを与えるべきか、その地位に値する罪を犯したのかを吟味し、また、悔い改めの行為全体の終わりに、贖罪者が赦免に値するかを吟味する。
- 3C半~終わりにかけてのキリスト教大迫害の時期に、このような客観的業がもっとも重要性を持ち、発展した。異端に陥った人々の復帰申請の選別の試みが続けられた例) 聖キュプリアヌスの書簡 (p.228-)

第一の原則：吟味なき復帰はありえない。その吟味は集団的に行われるのではなく、ひとりひとり(一族全体などではなく)個別に行われる。

第二の原則：個別吟味は、集団的に行われなければならない。

→司教らは、あくまで外部にとどまりながら、できるだけ判断をする。だから、決断も不確かな決断であり続ける。司教たちが決断したからといって、神の赦しを保証するものでは

ない。司教の決定＝神の決定そのものと解釈されることはけっしてない (p.229)。

(b) 主観的業

贖罪者は、みずから (= 罪人として) の真理を、自ら現し出さなければならない (p.230)。これは、第二の悔い改めに完全に固有のもの。

- この主観的業について、ギリシアの作家たちは「エクソモロゲイン」とか「エクソモロゲーシス」という用語をあてていた。「ホモロゲイン」は、誰かと何かについて意見が一致することを表す。同意するということではなく、その同意を現し出すこと。贖罪者にとっては、自分の罪や、自分が罪人であることについて同意することを表す (p.230)。
- ラテンの作家たちは「エクソモロゲーシス」を、「コンフェッシオー (confessio)」と翻訳し、「エクソモロゲイン」を「コンフィテーリー (confiteri)」とか「ファテーリー (fateri)」と訳した。一方で、コンフェッシオーを使い、また一方でエクソモロゲーシスとかエクソモロゲインという言葉を使うことがあった。というのは、お互いにそれぞれの言葉では表せない意味を持っていたため。

エクソモロゲーシスとはなにか (p.231-)

- エクソモロゲインやエクソモロゲーシスという言葉は、会則的悔い改めの業、第二の悔い改めの業にのみ適用されるものではない。

●「罪人である」状態を唱える宣言や祈願を意味するエクソモロゲーシス (1C 末-2C 初期) (p.231-2)

例) 『十二使徒の教え』(1C 末) …みずからの罪を認めるためのある種の方法を指す。ただし、「主の日ごとに集まって」(14章の1)とあり、ここで言う「罪を認める」は、毎日、あるいは聖餐の儀礼で週ごとに要求されるエクソモロゲーシス。これは、集合的な祈りであって、自分がしたことの告白ではなく、集合的な宣言や祈願であり、自分が今罪人であるという状態を唱える。

※会則的悔い改めにおける真理の手続きとしてのエクソモロゲーシスは3つあり (p.240)、上記のエクソモロゲーシスは会則的悔い改めの真理の手続きではない。

●私的 (密やか) な事由の開示を意味するエクソモロゲーシス (2C 末-3C 初期 組織化された会則的悔い改めの場合) (p.232-)

例) ラテン語文献におけるコンフェッシオーの意味：罪人は悔い改めを請い、贖罪者の資格 (地位) をもらえるように権威者や重鎮、司教などに頼む。その際、なぜ自分が贖罪者の地位を受けたいと願うのか語らなければならない。自分の事例を説明しなければならない (聖キュプリアヌスの文献では「エクスポシティーオー・カースス (expositio casus) [事由の開示] と呼ばれている」)。

- 司教へのこの自分の事例の説明は、私的な場で、言葉に出して密やかに犯した罪について説明をする。

- このときの罪人の調査により、その罪を犯した者の地位が決まる。この地位は、その者の人生全体を占める。

→これは前提条件であって、また外的な要素であり、悔い改めの一部ではなかった(p.234)。

●贖罪者が復帰を認められる明確な期間（エピソード）を意味するエクソモロゲシス (p.234-)

例) 聖キュプリアヌスの文献…系列の列举

悔い改めをなす→エクソモロゲシスをする→按手の儀式 (=復帰を認めるしぐさ)

- このエクソモロゲシスをする時がこの明確な期間（エピソード）であり、そのときにこそ、ひとは復帰を認められる。

➤ ここで言うエクソモロゲシスとは？

あまり多くは語られていないが、罪のエクソモロゲシスが行われるべき儀礼的で象徴的な場に関する指定がされている。それが門、入り口である (p.235)。

- エクソモロゲシスをなす者は「門を叩く者」…教会の外に、入り口にいる。そこで、再び入門させてもらい、共同体や教会に参加する権利を受けるのを待っている。

例) テルトウリアヌスの文献『貞節について』3C頃？

※テルトウリアヌスはモンタナス主義者だったことがあった。モンタナス主義は2C中頃に小アジアで現れ、主流派から異端とみなされたキリスト教の一派のこと。モンタナスが創始した。厳格な禁欲主義を実行していた。

モンタナス主義者(テルトウリアヌス)「洗礼された者が罪をおかしたら、悔い改めをなさなければならないが、教会はその者を復帰させられない」なぜなら、その者が救われるべきかは神が決めるから。(一方、教会も復帰させることはできる、という考え方もある、それが主流派)

- 主流派とモンタナス主義者と唯一共有できていたのは、教会全体が贖罪者を受け入れ、実践していたエクソモロゲシスをなす期間(エピソード):「(門前にいる贖罪者は)教会に参加し続けるよりは、教会の前で赤面するほうがよいのだ。……助けとして、兄弟たちの涙を求めているのだ」(p.236) 教会の戸口での切願について説明
- 主流派とモンタナス主義者と全然共有できないもう一つの別の儀礼:復帰を認められようとしている贖罪者が教会の内部に連れてこられる瞬間について、テルトウリアヌスは怒りを爆発させる(テルトウリアヌスにとっては、教会にはそのような復帰を認めることはできず、神のみができるはずなのに)

例) 聖ヒエロニムスの書簡七七 ファビオラの悔い改め(4C末)

ファビオラの罪と悔い改めのやり方が書かれている。ここでの儀式は、ファビオラが罪を犯したという事実、良心の呵責を現出させ、教会に復帰させてもらいたいという意志を現出させている。

●ある期間ではなく、悔い改めの手続き全体を意味するエクソモロゲシス

- いくつかの文献でこの用法での使用が見られる（略）。
- 問題は、なぜ明確な時期を表すエクソモロゲシスという意味ではなく、悔い改め全体を指示するものへと意味がずれたのか？それも頻繁に呼ばれるのか？（p.238）
- 例）テルトゥリアヌスの『悔い改めについて』…悔い改めは思考においてのみ行われるべきではなく、アクトゥス（actus, 業）でなければならない。（p.239）だから、生活様態、存在様態、みずからを養う様態がエクソモロゲシスに関係している。だから、悔い改めの手続き全体をエクソモロゲシスとしている。

●悔い改めを恒常的なドラマ化したものを意味するエクソモロゲシス（p.240）

- あらゆる悔い改めを特徴づける根本的なメタのイアの一種の演劇化

まとめ 会則的悔い改め、教会の悔い改めにおける真理の手続き、真理の儀礼3つ

- 1) 事由の開示（エクスポシティー・カースス）、コンフェッショール
これは法的期間（悔い改めに値する罪を犯したのか、行為を調査されるという意味で）、言語的な期間（言葉で司教らに自らが罪人であることを説明するという意味で）であり、中世の悔い改めに見出されるものと同種。ただし、これは前提条件であった、悔い改めの一部には組み込まれていない期間だった。
- 2) 悔い改めの手続き全体を意味するエクソモロゲシス、悔い改めの業、行いをする悔い改めの地位が続く限り（贖罪者としての地位が続く限り）、悔い改めの業を現し出す方法
- 3) 悔い改めのドラマのドラマ化のエクソモロゲシス（プーブリカーティオ・スイー（*publicatio sui*））
エクソモロゲシスそのもの。公に自分をさらさなければならない。

第一の指摘：十二世紀以後の悔い改めの歴史における、エクスポシティー・スイーの関係

- 悔い改めの歴史は、この1)が、時間をかけて悔い改めの内部に再導入され、3)にとって代わる様態の歴史（p.241）。3)は、1)の事由の開示という言語的なフィルターや法的な枠組みのみを通過するようになった。
- この時にこそ、主体性と真理の関係が法律用語でコード化され、全く変化した。

第二の指摘：エクソモロゲシスとエクスポシティー・カーススの相違

●エクスポシティー・カーススとの違いとエクソモロゲシス特有のもの

軸	エクスポシティー・カースス、 コンフェッショール	3) エクソモロゲシス
秘密/公	私的で言語的	公的で非言語的
言語的/非言語的	言語的表現 言葉は説明的価値	非言語的表現 言葉は表現的価値
分析的/総合的	分析的・記述的	総合的
客体/主体	過ちそのものを語る（主体的）	罪人が何であるかを儀式（切願、涙など）により現出させる

		(客体的)
--	--	-------

●古代ギリシアの切願とキリスト教の切願の違い (p.243-4)

- (古代ギリシアの場合) 不幸の現出化による、義務の相手への移譲 (例: オイディプス王は、真理の体制に取り込まれ、自らが正しいとしてきたことが実は正しくなかったということによって、盲目になり、切願する。彼の面倒を見るという任務、義務がかかってくるのはオイディプス王ではなくテーバイやクレオンや彼の家族たち)
- (キリスト教の場合) 罪を示すのではなく、自らが罪人である (=死者たちの側に属している) という状態・属性を示す。それと同時に、死に向けて死のうと欲し、生まれ変わるということも表す。

→罪人の状態としての死<自分は死んでいる>と罪において死のうと欲することとしての死<死に向けて死ぬ>という二重の意味が、エクソモロゲーシスに特徴的に現れる。これこそが私である、自分は死んでいる、という属性や状態を表す、と同時に、死に向けて死ぬことで死を消し、生まれ変わることができる。自分が何であるかを現出させると同時にそれを消し去ることができる (p.244)。

第三の指摘: エクソモロゲーシスと嘘つきのパラドックス (p.244-6)

「私は罪人だ、そして私は自分が罪人だというのだから、ほとんど罪人ではない」(p.246)
 自分が罪人であるという状態・属性を認める (自らをへりくだる・謙譲) ことの価値とは?